

飯山市消防団員の処遇等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 消防団員数が減少していることや、災害が多発化・激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員の報酬等の基準など処遇改善等を検討し、消防団員数を確保することを目的に、飯山市消防団員の処遇等検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、検討結果を市へ報告するものとする。

- (1) 消防団員の報酬及び出勤報酬に関すること
- (2) 消防団員定数及び組織に関すること
- (3) 機能別消防団員の導入に関すること
- (4) 消防団行事、訓練や区等行事への協力に関すること
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、14人以内の委員をもって組織する。

2 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 市内公共的団体等から選出された者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

2 委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 議長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員会に出席し、又は関係した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年条例第39号)の規定に準拠し、予算の範囲内において報酬を支払う。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、総務部危機管理防災課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。